

# 群馬ダイハツ「ギャラリー渋川」に関する覚書

群馬ダイハツ自動車（株）（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、  
群馬ダイハツ渋川店内における展示コーナーでの乙の作品展示に関し、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

1. 展示期間は、以下の通りとする。

契約開始日： 年 月 日 契約開始日から展示開始日までは1週間以内とする。

展示開始日： 年 月 日 展示開始日には搬入・設置が完了している事。

展示終了日： 年 月 日 展示終了日から契約終了日までは1週間以内とする。

契約終了日： 年 月 日 契約終了日までに撤去・搬出が完了している事。

展示コーナーの開放は渋川店営業日・営業時間に準ずる。

2. 展示後は契約終了日までに必ず現状に復帰（別紙：展示要領を参照）しなければならない。

3. 展示品について、以下に該当する場合は展示禁止とする。

1. 宗教及び政治活動と認められるとき。
2. 公序良俗に反する恐れがあると認められるとき。
3. 建物または付属物を損傷する恐れがあると認められるとき。
4. 音、匂い、振動など当社の管理運営上支障があると認められるとき。
5. その他、当社が不適当と認めるとき。

4. ギャラリー範囲外での展示は禁止とする。展示区画は（別紙：展示要領）の通りとする。展示要領に沿っていない展示がされていた場合、甲は作品の移動・修正、もしくは撤去できるものとする。

5. 甲はギャラリーとギャラリー内の備品（棚・什器・テーブル）を乙に無償で貸出をおこなう。ただし、作品展示に要する一切の費用（出展に伴い生じた費用を含む。）は、乙が負担するものとする。

6. 展示に必要な備品は乙が用意する。

7. 作品展示期間中の作品の管理は、乙の責任においてこれを行うものとし、作品の毀損、滅失等作品に生じた損害に関し、甲はその責めを負わないものとする。但し、甲の責任において生じた損害の場合はその限りではない。なお天変地異（地震、風水害、落雷等）による損害の場合は甲乙双方その責を負わないものとする。

8. 著作権その他作品に係る権利に関し紛争が生じた場合は、乙の責任においてこれを処理するものとし、甲は一切関与しないものとする。

9. 展示期間中、月1回を上限にワークショップの開催をすることができる。その場合、乙は甲に展示開始日より前に申請するものとする。甲は希望日程や内容について問題がある場合には乙に対し変更を相談することができる。

10. ギャラリー内は作品展示を主とする。商品の委託販売等は行わない。

11. 反社会的勢力に関する表明及び保証。

1. 甲及び乙は、相手方に対し、本契約の締結時及び締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、これを保証する。
2. 甲又は乙は、相手方が前項の表明・保証に違反したときは、何らの催告その他の手続を要せず、直ちに本契約を解除し作品を撤去できるものとする。撤去は乙の責任において実施し、即日原状復帰するものとする。
3. 甲又は乙は、前項により解除した場合、相手方に対して損害賠償の請求ができるものとする。

12. 本契約に関して生ずる訴訟については、甲の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所をその専属的合意管轄裁判所とする。

13. 本契約に定めのない事項については、甲と乙で協議の上、これを決定するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲： 住所： 群馬県前橋市大渡町2丁目3番6号

氏名： 群馬ダイハツ自動車株式会社

代表取締役社長 佐藤順

印

乙： 住所：

氏名：

印